

議案第1号

平成28年度木古内町一般会計補正予算（第4号）

平成28年度木古内町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 309,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,891,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年 9月14日 提出
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		2,045,000	145,164	2,190,164
	1 地 方 交 付 税	2,045,000	145,164	2,190,164
13 国 庫 支 出 金		484,030	12,401	496,431
	2 国 庫 補 助 金	331,071	12,401	343,472
14 道 支 出 金		167,993	4,598	172,591
	2 道 補 助 金	48,933	4,570	53,503
	3 道 委 託 金	11,316	28	11,344
15 財 産 収 入		44,581	1	44,582
	1 財 産 運 用 収 入	23,032	1	23,033
17 繰 入 金		330,404	△91,453	238,951
	1 基 金 繰 入 金	316,800	△91,453	225,347
18 繰 越 金		1,000	228,911	229,911
	1 繰 越 金	1,000	228,911	229,911
19 諸 収 入		328,808	3,064	331,872
	5 雑 入	314,121	3,064	317,185
20 町 債		535,200	7,200	542,400
	1 町 債	535,200	7,200	542,400
歳 入	合 計	4,581,541	309,886	4,891,427

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		825,385	254,274	1,079,659
	1 総務管理費	793,409	255,411	1,048,820
	2 徴税費	11,510	△1,137	10,373
3 民生費		812,185	15,973	828,158
	1 社会福祉費	696,951	3,513	700,464
	2 児童福祉費	114,884	12,460	127,344
4 衛生費		617,920	△2,574	615,346
	1 保健衛生費	416,387	267	416,654
	2 清掃費	201,533	△2,841	198,692
6 農林水産業費		87,542	634	88,176
	1 農業費	35,744	100	35,844
	3 水産業費	12,644	534	13,178
7 商工費		69,525	3,500	73,025
	1 商工費	69,525	3,500	73,025
8 土木費		736,070	138	736,208
	1 土木管理費	1,877	8	1,885
	5 住宅費	44,523	130	44,653
9 消防費		238,420	△83	238,337
	1 消防費	238,420	△83	238,337
10 教育費		236,804	989	237,793
	2 小学校費	16,139	989	17,128
14 職員給与費		471,515	37,035	508,550
	1 職員給与費	471,515	37,035	508,550
歳出合計		4,581,541	309,886	4,891,427

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後			償 還 の 方 法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
臨時財政対策債	114,500	証書借入 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	103,600	証書借入 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他につい ては当該借入先と協定するもの とする。 ただし、町財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利債に 借換えすることができる。
過疎地域自立促進特別事業債	64,300			64,300			
新幹線整備事業債	2,100			2,100			
公共施設整備事業債	139,300			150,000			
道路整備事業債	88,200			88,400			
橋梁整備事業債	12,600			18,000			
駐車場整備事業債	19,200			19,200			
消防施設整備事業債	37,300			39,100			
教育設備整備事業債	20,300			20,300			
衛生施設整備事業債	14,500			14,500			
農業施設整備事業債	10,900			10,900			
観光施設整備事業債	12,000			12,000			
計	535,200		542,400				